

平成 1 5 年

事業評価経過報告書

交通事故自動記録装置の整備

平成 1 5 年 1 2 月
国家公安委員会・警察庁

交通事故自動記録装置の整備

施策の目的・内容

(1) 設置の目的

交差点事故は、全交通事故の約半数を占めている（別添1）が、信号機が設置された交差点における事故に関しては、いわゆる「青・青事故」（注1）のように事故時の信号現示（注2）等について、事故当事者の主張が相互に矛盾する場合がある。当事者の主張が異なる事故時の信号現示等を確定するためには、通常は、確実な目撃者を確保する以外に方法はなく、事故発生当初に現場において目撃者が確保できない場合の捜査員の業務負担は極めて重いものがある。

このような状況において、交通事故自動記録装置を整備し、事故発生時の客観的状況を録画記録することにより、迅速・的確な交通事故捜査を推進するとともに、捜査員の業務負担の軽減を図ることを目的とする。

（注1）「青・青事故」とは、信号機設置交差点における出合頭事故において、双方の運転手がいずれも自車の対面信号機が事故当時青色を表示していたと主張し、実況見分等ではいずれの主張が正しいか、事実認定が困難な事故をいう。

（注2）「信号現示」とは、信号機が灯色によって表示する信号である。交通事故自動記録装置の録画記録には、信号現示に対応した数字で表示される。

(2) 交通事故自動記録装置の機能及び設置の状況

交通事故自動記録装置は、交差点内の状況を常時撮影し、車両の衝突音やスリップ音を検知した場合、その直前、直後の各4秒、合計8秒間の状況及び日時・場所、信号現示をビデオテープに記録するもの（別添2）。

交通事故自動記録装置は、全国の事故多発交差点1,099箇所（注3）を選定し、平成12年度350基、14年度187基を整備し、現在537基が運用中である。15年度中に187基を整備し（予定）、15年度末では、724基が整備されることとなる。

なお、平成16年度以降、当初計画の残り375基を4力年で整備することとしている。

（注3）過去4年間（平成8～11年）で死亡事故を含む24件以上の人身事故が発生した交差点数

施策の必要性

平成14年中の交通事故発生件数は90万件を超え、交通事故に係る業務上過失致死傷事件の送致件数は、5年前の約1.3倍の84万189件となっている（別添1）。

一方、交通事故捜査の内容を見てみると、事故発生時の状況等について、当事者の説明が互いに食い違う場合が多くなってきているほか、車両機能や製造技術の向上に伴い、スリップ痕等の現場資料の収集が困難（注4）となっており、事実認定及び事故原因特定のために、これまで以上に関係者からの事情聴取や実況見分、目撃者の確保等に長時間

を要する事案が増加している。

このように捜査員の業務負担は重くなる一方であることから、その負担の軽減を図る極めて高い必要性がある。

(注4) スリップ痕からは、その時の車両の速度と方向が推定できるが、「ABS(アンチロックブレーキシステム)」が装備されている場合、その機能上、急ブレーキをかけてもスリップ痕が路面に残りにくい。また、塗膜片からは、車両の塗色、車名、年式等を特定することができるが、塗装技術の向上により、衝突に際して塗膜が落ちにくくなっている。

期待される効果

交通事故自動記録装置の整備により、事故発生時の客観的資料が得られることから、事実認定が容易になるとともに、長期間を要していた目撃者の確保、関係者に対する複数回の事情聴取や再実況見分、それらに伴う関係調書の作成も必要なくなり、迅速・的確な交通事故捜査の推進と捜査員の業務負担の軽減が図られる。

また、死亡事故等、一方の当事者からしか事情聴取ができない事案であって、かつ目撃者の確保ができないものであっても、交通事故自動記録装置の録画記録から、信号現示、衝突地点、衝突前後の当事者の位置関係、速度等が客観的に認定できることから、被害者遺族のより一層の信頼を得られる捜査を行うことが期待できる。

効果の把握の方法

(1) 交通事故自動記録装置交差点による録画件数、録画記録の活用件数(注5)及び具体的な活用事例を調査する。

(注5)「活用件数」とは、交通事故捜査に際し、捜査員が録画記録を確認した、あるいは当事者に録画記録を確認させた事故の件数。

(2) 交通事故自動記録装置が設置されていない交差点における事故で、信号現示等に関して当事者が食い違った主張をしている事案について、交通事故自動記録装置が設置されていたとしたら、どの程度の捜査項目と時間が削減できたかについて比較調査する。

現時点における設置の効果等

(1) 運用状況(平成14年中、平成15年1~9月)

交通事故自動記録装置の整備・活用状況

14年中(350基)録画件数:1,271件、活用件数:427件

15年中(537基)録画件数:1,169件、活用件数:516件

(2) 活用事例

ア 一方の当事者が死亡した事故で加害者の直進車妨害行為を確認

(平成14年1月神奈川県横浜市)

右折普通車と直進自動二輪車の交通事故で、自動二輪車の運転者が死亡した事故。

普通車の運転者は、交差点内で一旦停止し、安全確認をして右折したと主張したが、交通事故自動記録装置の録画記録を確認した結果、普通車が交差点内で停止することなく右折したために、驚いた自動二輪車が転倒、滑走しながら衝突したことが判明した。

イ 一方の当事者が意識不明の事故で加害者の直進車妨害行為を確認

(平成14年3月 埼玉県川口市)

右折普通車と直進自動二輪車の交通事故で、自動二輪の運転者が意識不明となった事故。普通車の運転者は、自動二輪車の信号無視を主張したが、交通事故自動記録装置の録画記録を確認した結果、双方とも青信号であるが、普通車が交差点内で停止することなく右折したために、自動二輪車と衝突したことが判明した。

ウ ひき逃げ事故で被疑者の信号無視を確認

(平成15年6月 北海道札幌市(死亡)、平成14年4月 神奈川県川崎市(重傷))

普通車と自動二輪車の出会頭事故で、自動二輪車の運転者が死亡(重傷)、普通車が逃走した事故。普通車の運転者は、自動二輪車の信号無視を主張したが、交通事故自動記録装置の録画記録を確認した結果、普通車が信号無視で交差点に進入したため、自動二輪車と衝突したことが判明した。

エ 交通事故自動記録装置の録画記録を証拠として有罪判決

(平成15年6月 三重県桑名市)

右折普通車と直進自動二輪車の交通事故で、自動二輪車の運転者が死亡した事故。普通車の運転者は自動二輪車の信号無視を主張したが、交通事故自動記録装置の録画記録を確認した結果、双方とも青信号で、普通車が自動二輪車の直前を右折したため衝突したことが判明した。普通車の運転者は、公判で再び自動二輪車の信号無視を主張したが、交通事故自動記録装置の録画記録を証拠として提出、証拠採用され、普通車の運転者に有罪判決がなされた。

(参考)平成15年10月5日付、朝日新聞三重県版

(被害者遺族の投稿『輪禍で逝った息子へ』抜粋)

「自分の一生が短いと知っていたのでしょうか。学業に仕事、夫、父親といくつもの役割を果たそうとがんばっていた22歳の息子は、突然の輪禍に散ってしまいました。

……………(略)……………

一言も語れないあなたに代わり、事故のすべてを明らかにしてくれたのが現場に設置されていた「交通事故自動記録装置」でした。

全国で初めて、裁判の証拠として採用され、あなたの無念を晴らす手助けをしてくれたその装置は、全国で約540カ所、三重県内でまだ13カ所しか設置されていないことを新聞で知りました。今後一台でも多く設置され、物言えぬ被害者の代弁者になることを望まずにはいられません。……………(以下略)」

(3) 業務量の軽減効果

交差点における信号無視を伴う死亡又は重傷事故で、当初、現場で目撃者が確保できなかった場合の捜査事項とそれらに要した捜査時間（1都3県、8事例）

主な捜査項目	要員 (人)	時間 (時間)	日数 (日)	業務量 (時間)	備考
同時間帯検問	3～20	1～2	3～7	21～120	必ず実施
聞き込み捜査	2～10	1～2	2～8	4～160	
立て看板設置、チラシ配付	2	2～3	1	4～6	
目撃者実況見分	2～3	1.5～3	1～2	3～18	確保されれば実施
被疑者実況見分	3～5	1.4～2	1～2	4.2～20	必ず実施

同時間帯検問：目撃者や事故の発生に関連する情報を有している者の確保のため、事故発生場所において、事故発生と同時間帯に発生場所を通行する車両等の全員を対象に行う検問。検問体制、時間、日数は、事故の状況（発生時間、発生場所の道路状況、交通量等）を勘案して、検問実施期間を3日から1週間を単位として、事故によっては、数次にわたって行われる。

聞き込み捜査：事故発生時間の特定や目撃者確保等のため、事故発生場所の周辺住民等を対象に行う捜査。

立て看板設置、チラシ配布：目撃者や事故の発生に関連する情報を有している者の確保等のため、現場及びその周辺において設置又は配布するもの。

目撃者実況見分：事故発生時の状況を明らかにするため、目撃者立会で行われる現場見分

被疑者実況見分：事故発生時の状況を明らかにするため、被疑者立会で行われる現場見分

表中の主な捜査項目の業務量は、調査対象事例における最小、最大値である。各捜査項目に係る要員、時間、日数は、同様の形態の事故であっても、発生日時、交差点規模、交通量、当事者の人数、関係者の居住地、当事者の説明の食い違い内容、程度等が事故ごとに異なることによる。

交通事故自動記録装置が設置されている場合の捜査

上記捜査のうち、～ は必要なく、 は必要最小限度で実施。

運用上の問題点と今後の課題

(1) 誤作動の防止

交通事故自動記録装置のセンサー感度を上げると事故音以外の騒音に反応し、事故以外の画像を録画してしまい、下げると事故が発生しているにもかかわらず事故が録画されないという不具合が生じている場合がある。今後は、事故の衝突音やブレーキ音等を逃すことなく判別し、事故を漏れなく録画するとともに、事故と関係のない画

像を録画することのないよう、音源の識別機能をさらに向上させる必要がある。

(2) 画像の判別性の向上

夜間は、録画画像の鮮明度が不十分なため、車両の車種判別が困難な場合があることから、今後も I T 機器の性能の動向に十分に注意を払っていく必要がある。

効果を測定した時期

14年1月～15年9月

政策所管課

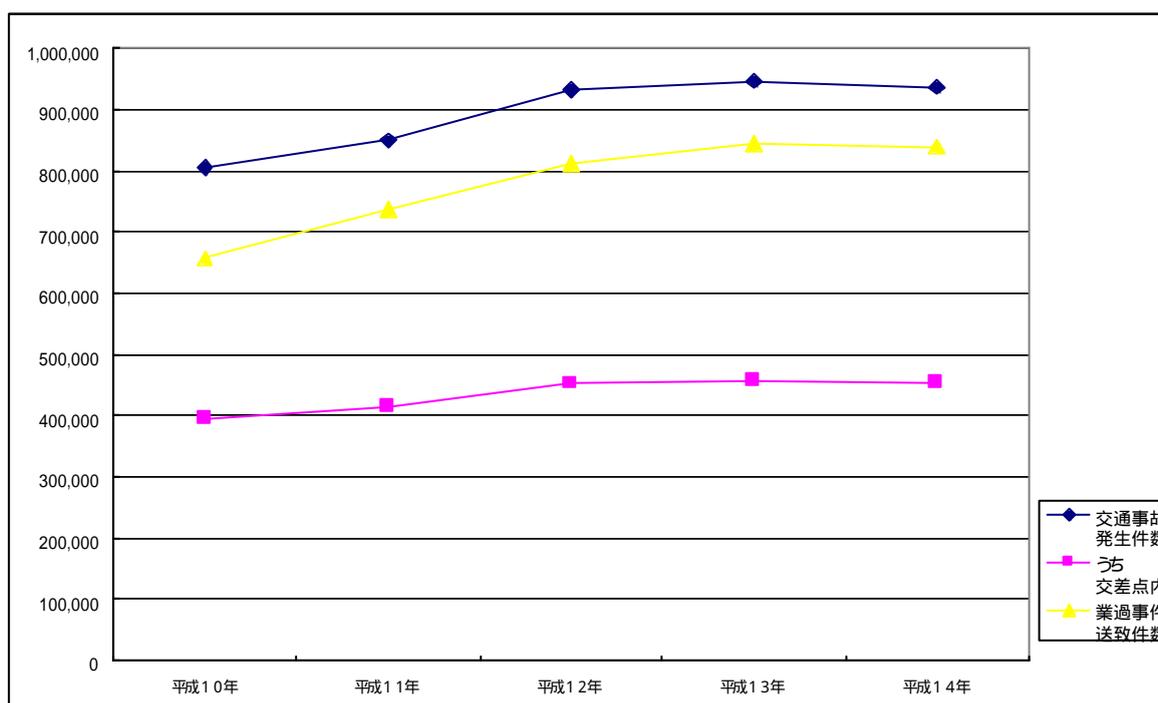
交通指導課

学識経験者の活用

本報告書の作成に当たっては、第7回警察庁政策評価研究会の意見を聴取した。

交通事故発生状況と交通業過事件送致状況の推移（過去5年間）

	交通事故 発生件数	交通業過事件			
		うち 交差点内	構成率	送致件数	送致人員
平成10年	803,878	394,245	49.0%	656,721	682,541
平成11年	850,363	415,016	48.8%	738,425	764,752
平成12年	931,934	453,204	48.6%	812,639	850,493
平成13年	947,169	456,538	48.2%	845,909	870,605
平成14年	936,721	453,849	48.5%	840,189	872,006



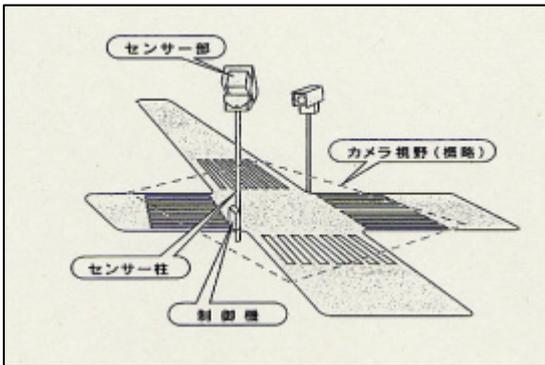
交通事故自動記録装置

交通事故自動記録装置の整備により、科学的な交通事故事件捜査を推進。

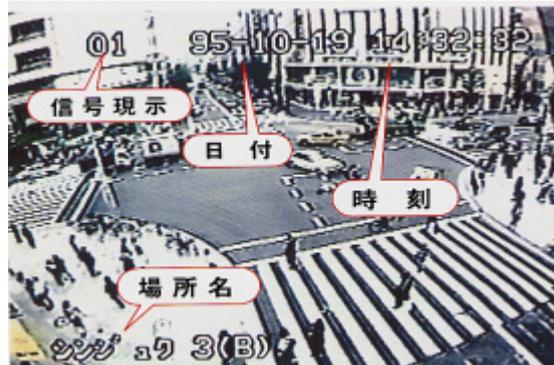
- < 特徴 >
- ~ 交差点内で発生した交通事故の「直前」～「直後」の状況をVTRに記録。
 - ~ 事故映像、信号現示、ブレーキ音等が記録され、事故捜査の鑑定に活用。

* 交通事故自動記録装置では、事故発生時に当該交差点の各信号機がどのような表示(信号現示)をしていたかが判別できるようになっている。

概略図



画面



自動記録画像の状況



* 上記の画像は、信号交差点における乗用自動車同士が衝突した交通事故の状況を撮影したものの。自動記録画像を再生することにより、衝突の前後における車両の挙動、信号現示等を正確に把握し、的確な事故原因の究明を図ることができる。